

習志野市でも警察と連携し、積極的に撲滅しようとしている

「電話 de 詐欺」(今月下旬 NHK でも報道済)。これとほぼ同様の卑劣かつ重大犯罪である「生活保護の不正受給未納」及び「時効などによる逃げ得」にも等しい「不正受給不納欠損(市による債権放棄)」(=両者とも詐欺)は昨年度末時点で1億円を超える惨状です。これ等に対しても今まで以上に厳正に対処することを求める12枚組の陳情

*本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は、添付した9枚の数値資料(私の認識ではこの9枚の資料も陳情書の一部です)も併せて全12枚を一括してお取り扱い(公開)ください。

【陳情趣旨】

生活保護とは経済的に困窮した日本人のみに対し健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度です。外国人は対象外ですが現状「人道的見地(慈愛の精神)」で制度を「準用」して施して差し上げています。

また、生活保護とは緊急避難的な制度であり、一旦保護を受けたとしても一刻も早くそこから脱しなければいけない(=生活保護に安住してはならない)という事は言うまでもありません。

以下に習志野市の受給者数や保護費及び不正受給未納額、不納欠損額などの過年度推移を記します。市役所から受領し、添付した9枚の資料「習志野市統計書 平成29年版」なども併せてご覧ください。

平成17年度末：受給者数：1032名、保護費：約16億8千万円

平成21年度末：同1369名、同約20億9千万円

平成22年度末：同1587名、同約24億円

平成23年度末：同1668名、同約27億7千万円

平成24年度末：同1817名、同約28億1千万円、不正受給未納額：約7122万円、不納欠損額：約737万円

平成25年度末：同1872名、同約29億4千万円、同約7083万円、同約550万円

平成26年度末：同1957名、同約32億円、同約7313万円、同約624万円

平成27年度末：同2116名、同約33億1千万円、同約7938万円、同約631万円

平成28年度末：同2189名、同約35億6千万円、同約8227万円、同約404万円

平成29年度末：同2204名、同約36億6千万円、同約9738万円、同約40万円



* 前年に対する増加率 (%)

	市内人口	生活保護受給者数	不正受給未納額
平成27年度	101.2	108.1	108.5
平成28年度	101.5	103.4	103.6
平成29年度	100.3	100.7	118.4

[平成29年度などの考察]

- ・上表の通り、人口は微増（101.2→101.5→100.3）も、生活保護受給者数は増加傾向、ただし年次が最近になるほど増加率が低下（108.1→103.4→100.7）しているのが唯一の救い。だが、これもむなしく不正受給未納額は人口増や受給者数増と比し急激に増加（108.5→103.6→118.4）している。言い換えると不正受給による習志野市（≡納税市民）の詐欺被害が急拡大＝悪化しているということである。
- ・表題に記しましたが、平成29年度末の不正受給未納額：約9738万円と平成28、29年度の債権放棄額：約444万円を合せると、約1億0180万円となり、卑劣かつ重大犯罪である「詐欺」によりこの間に習志野市（≡納税市民）が被った被害額は1億円の大台を突破。
- ・不正受給未納額も初めて1億円の大台に迫り約9738万円となる。前年よりも約1510万円も増加している。また、1世帯当たりの平均不正受給未納額は100万円を超え、直近5年間の平均債権放棄額も110万円を超える惨状。

これ等の源資はすべて受給者を除く一般人が収めた国税・市民税の中から支払われています。

受給者は一般人（≡納税者）と違い、自らの意思で権利を行使して受給者になった以上、一般人にはない特別な義務を負っていただくことが生活保護法で謳われています。

特別な義務の具体例を挙げますと、臨時収入や資産を正確に保護の実施機関など（習志野市の場合は生活相談課）へ届け出ることや知人や金融機関などから借金をしてはいけないことなどが取り決められており、これ等を怠ると不正受給に該当する可能性が非常に高いため、習志野市では「生活保護不正受給のしおり」をすべての受給者に配布しています。

これはすべての文字（漢字）にひらがなでルビを振り、日本語が不自由な方にもわかりやすく不正受給に該当する具体例などを例示しているものです。また、外国人用に朝鮮語版、中国語版、スペイン語版、英語版などもあり全受給者に配布しているところですが、上記の通り不正受給は改善するどころか増える一方です。

また、「不納欠損額＝債権放棄額」は本来不正受給者から市に対し弁済してもらうべき金員ですが時効などでいわゆる「不正受給者に逃げ切られてしまった」最も恥ずべき金員です。

不正受給も不納欠損も本来ゼロでなければならない数値であることは言うまでもありませんが、これ等の惨状を納税者が広く知るところとなれば、生活保護制度への信頼が大きく揺らぐことは必至です。

そこで、今後も継続して不正受給が増加することや不納欠損の発生が予測される中、不正受給者及び不納欠損処理候補者には厳格に対処すべきと考えます。

不正受給者や不納欠損処理候補者が一人でも増えると当人は勿論、市当局にも余計な事務などが増えることにより双方が不幸になってしまいます。今回の陳情では、不正受給者（＝詐欺犯）への未納金の返還の指導強化及び不納欠損額（＝詐欺による不当利得）を限りなくゼロに近づけるため「逃げ得」を許さないという強い姿勢を意思表示するため、市議会でご採択をお願いしたく思います。

【陳情項目】

具体策を2点例示しますと生活相談課様に取材しましたが平成26年度から28年度で不正受給者（不納欠損者を含む）を警察へ通報した事実は一件もないとのことでしたが、上記の惨状を踏まえ、今後は積極的に警察への通報・相談などを図ること。

※これは平成23年11月時点で習志野市泉町3に居住し、不正受給を行ったパート女性（当時45歳）について、市が警察に通報・相談したところ習志野署によって当該女性は詐欺容疑で逮捕されたわけですが、後日談として高額の不正受給金員は逮捕を機にこの女性の親などが習志野市に対し、一括して早期に全額弁済に至ったとも聞いております。

この事からも急激に増加を続けている不正受給に厳正に対処し、1円でも多くの詐欺被害額を弁済させるために「警察への通報・相談」は有効な手段のひとつであることが窺えます。

通報・相談の目安は複数回に亘って不正受給を繰り返している者、同時に複数の不正受給を行った者（多重不正受給者）、及び平均不正受給額のおおむね2倍以上≒200万円以上的高額不正受給者などを第一優先すべきと考えております。ご検討ください。

2点目は不納欠損として債権放棄することを原則的に取り止め、債権の消滅時効を防ぐため裁判所への提訴などを今までより以上に積極的に行うことを検討すること。

※これは納税者の納めたいいわゆる血税≒保護費を消滅時効で処理はせず、生きている限り弁済は免れないということを不正受給者に理解させるために有効な手段のひとつであるとも考えております。

二例とも電話で詐欺犯のみならず卑劣かつ重大犯罪である生活保護関連の詐欺犯に対しても信賞必罰、社会正義を警察と連携し習志野市で実現して頂きたいと心から願い、陳情項目とします。

【但し書き】

本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。（公文書偽造を防ぐためリライト不可）

誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め私に対するご意見、お問い合わせや来訪・郵便・宅配・電子メール・電話などは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。

*万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

平成30年8月29日

習志野市鷺沼台4-7-17

緒方直行

習志野市議会議長 田中 真太郎 様

モデル世帯	生活保護費基準額(円)			
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類	37,320	76,370
		第2類	39,050	
	住宅扶助費			46,000
	冬季加算(11月～3月)			2,580
	計(住宅・冬季含む)			124,950
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類	66,060	114,090
		第2類	48,030	
	住宅扶助費			55,000
	冬季加算(11月～3月)			3,660
	計(住宅・冬季含む)			172,750
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類	82,170	138,800
		第2類	56,630	
	児童養育加算			20,000
	教育扶助費			5,510
	母子加算			24,590
	小計			188,900
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月～3月)			4,160
	計(住宅・冬季含む)			252,860
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	生活扶助費	第1類	85,400	142,030
		第2類	56,630	
	児童養育加算			10,000
	小計			152,030
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月～3月)			4,160
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類	103,760	162,730
		第2類	58,970	
	児童養育加算			20,000
	教育扶助費			5,510
	小計			188,240
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月～3月)			4,490
	計(住宅・冬季含む)			252,530

88 シルバー人材センターの状況

各年3月31日現在

年 度	会 員 数			年 齢 別				就業人員 (年間平均)	就業率 (年間)	入会	退会	職 員 数		
	総数	男	女	60歳未満	60～64	65～69	70歳以上					計	正規	臨時
平成 7	435	354	81	10	112	120	193	47,295	83.9	137	73	8	5	3
12	631	522	109	7	137	246	241	80,238	89.2	151	109	8	3	5
17	829	682	147	0	153	341	335	104,227	91.3	160	143	10	3	7
21	931	770	161	0	113	319	499	110,823	91.0	213	138	10	3	7
22	994	818	176	0	136	344	514	111,907	90.4	228	165	10	3	7
23	987	799	188	0	113	326	548	107,220	90.7	170	177	9	3	6
24	982	797	185	0	86	321	575	106,538	88.7	152	157	8	3	5
25	907	748	159	0	51	306	548	107,748	96.4	124	201	8	3	5
26	930	756	174	0	40	316	574	107,051	94.7	142	117	8	3	5
27	938	764	174	0	41	297	600	111,116	96.8	138	130	8	3	5
28	943	763	180	0	28	279	636	113,230	95.0	132	127	8	3	5

資料:公益社団法人 習志野市シルバー人材センター

89 生活保護状況

単位:人

年 度	被保護 世帯数	被保護 人 員	保護率 (%)	保 護 延 人 員 数								
				総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭
平成 7	281	373	2.43	10,725	3,599	3,508	214	—	3,402	0	2	0
12	375	519	3.36	15,893	5,055	4,814	575	552	4,894	0	1	2
17	751	1,032	6.50	33,544	10,539	10,533	987	1,208	10,088	0	181	8
22	1,132	1,587	9.63	51,783	16,196	16,162	1,263	1,749	15,846	0	546	21
24	1,308	1,817	10.99	61,473	19,011	19,089	1,564	2,121	19,158	0	502	28
25	1,366	1,872	11.20	64,672	19,889	20,212	1,634	2,382	20,155	0	367	33
26	1,469	1,957	11.60	66,526	20,694	20,996	1,596	2,702	20,076	0	429	33
27	1,614	2,116	12.37	70,885	22,134	22,571	1,606	2,873	21,202	0	477	22
28	1,695	2,189	12.74	74,534	23,230	23,862	1,521	3,220	22,190	0	474	37

年 度	保 護 費 (千円)									
	総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	その他
平成 7	624,836	202,143	71,458	1,975	—	341,304	0	60	0	7,896
12	897,729	282,005	112,511	4,745	7,486	483,876	0	10	226	6,870
17	1,684,125	592,156	303,146	7,277	35,408	733,954	0	2,907	2,420	6,857
22	2,398,083	912,354	492,539	14,074	35,158	925,100	0	9,179	4,142	5,537
24	2,810,085	1,059,682	585,685	17,463	57,633	1,070,706	0	8,856	4,321	5,739
25	2,940,211	1,084,804	617,760	18,260	63,367	1,137,976	0	7,518	4,918	5,608
26	3,199,896	1,157,319	659,311	17,047	68,801	1,276,694	0	8,090	6,454	6,180
27	3,310,996	1,249,908	721,553	19,217	52,783	1,247,863	0	9,204	4,857	5,611
28	3,557,770	1,325,033	772,071	18,752	62,291	1,358,981	0	8,295	5,798	6,549

注) 1. 保護率 = $\frac{\text{被保護人員}}{\text{常住人口}} \times 1,000$

資料:生活相談課

2. 被保護世帯数、被保護人員、保護率の数値は、3月末現在の数値である。

帰化人数

年度	総数	韓国	朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	ペルー	その他
平成24年度	14	1		5	0	0	1	1	6
平成25年度	19	8		10	1	0	0	0	0
平成26年度	20	10		9	1	0	0	0	0
平成27年度	15	5	0	5	0	0	0	0	5
平成28年度	11	0	0	5	1	1	0	1	3
平成29年度	13	6	1	3	1	1	0	0	1

国籍別人数

年	総数	韓国	朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	ペルー	その他
平成24年	2585	469		996	236	301	51	101	431
平成25年	2604	452		938	214	330	52	90	528
平成26年	2804	461		999	188	346	56	82	672
平成27年	3006	381	60	1086	210	368	50	86	765
平成28年	3428	408	61	1185	227	364	47	85	1051
平成29年	3689	392	49	1253	213	408	54	79	1241

※国籍別人数については各年とも12月末日時点のデータ

被保護外国人世帯数(世帯主の国籍・世帯人員)
各年度 7月1日現在

表1

	30年度		29年度		28年度		27年度		26年度		25年度	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
韓国・朝鮮					12	12	11	11	9	9	8	8
韓国	12	12	10	10								
朝鮮	4	4	4	4								
中国・台湾	5	6	5	7	4	7	3	5	2	4	1	2
フィリピン	10	18	12	26	14	30	13	28	11	25	10	25
ブラジル	4	5	4	5	4	5	3	4	2	3	1	2
ブラジル以外中南	5	12	5	11	4	8	4	9	4	10	4	12
その他	1	1	3	4	4	6	5	11	6	18	7	24
合計	41	58	43	67	42	68	39	68	34	69	31	73

* 表1は、各年度7月1日現在で、世帯主が外国人世帯。世帯主の国籍およびその世帯人数の合計
* 21年度より国名に「ブラジル以外中南米」が追加
* 26年度より国名の「中国」が「中国・台湾」に変更
(被保護者全国一斉調査は、24年度以降調査がないため、24年度以降は各年7月1日時点の世帯数をカウント)

各年度末現在 表2

年度	世帯数	人員
平成25年度末	34	72
平成26年度末	40	72
平成27年度末	43	73
平成28年度末	42	67
平成29年度末	41	60

* 表2は、3月中に保護を受給した外国人を3月末日でカウントした資料

生活保護状況

年度	世帯数	人員
平成28年度末	1,695	2,189
平成29年度末	1,733	2,204

30年7月1日、29年7月1日付国別内訳表(再掲)

	30年7月		29年7月	
	世帯	人員	世帯	人員
韓国	12	12	10	10
朝鮮	4	4	4	4
中国・台湾	5	6	5	7
フィリピン	10	18	12	26
ブラジル	4	5	4	5
ペルー	5	12	5	11
タイ	0	0	1	1
イラン	0	0	1	2
ナイジェリア	1	1	1	1
合計	41	58	43	67

被保護世帯の主が外国人およびその世帯員数であり、同居の配偶者、子、その他親族が主と同じ国籍とは断定できません。

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成29年度末(30年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,602,376円	4世帯 1,573,473円
日本人世帯	79世帯 80,667,174円	93世帯 95,808,384円
合計	82世帯 82,269,550円	97世帯 97,381,857円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成29年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
42世帯 84,831,277円	41世帯 85,568,890円
1,653世帯 3,472,938,423円	1,692世帯 3,578,482,274円
1,695世帯 3,557,769,700円	1,733世帯 3,664,051,164円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

平成29年8月30日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,696,376円	3世帯 1,602,376円
日本人世帯	77世帯 77,680,584円	79世帯 80,667,174円
合計	80世帯 79,376,960円	82世帯 82,269,550円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
43世帯 89,437,167円	42世帯 84,831,277円
1,571世帯 3,221,559,187円	1,653世帯 3,472,938,423円
1,614世帯 3,310,996,354円	1,695世帯 3,557,769,700円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成24年度	5世帯 7,368,997円	日本人世帯 4世帯 6,612,755円 外国人世帯 1世帯 756,242円
平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円

平成28年7月25日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,757,376円	3世帯 1,696,376円
日本人世帯	78世帯 71,369,367円	77世帯 77,680,584円
合計	81世帯 73,126,743円	80世帯 79,376,960円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
40世帯 81,593,218円	43世帯 89,437,167円
1,429世帯 3,118,302,358円	1,571世帯 3,221,559,187円
1,469世帯 3,199,895,576円	1,614世帯 3,310,996,354円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成27年7月24日

習志野市役所保健福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 3,012,856円	3世帯 1,757,376円
日本人世帯	79世帯 67,816,632円	78世帯 71,369,367円
合計	82世帯 70,829,488円	81世帯 73,126,743円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
34世帯 75,082,045円	40世帯 81,593,218円
1,332世帯 2,865,128,983円	1,429世帯 3,118,302,358円
1,366世帯 2,940,211,028円	1,469世帯 3,199,895,576円

※世帯数は各年度末時点

※保護費は年間の支給総額

平成26年10月29日

習志野市役所保健福祉部保護課

	平成24年度末(25年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	6世帯 3,544,461円	3世帯 3,012,856円
日本人世帯	67世帯 67,677,142円	79世帯 67,816,632円
合計	73世帯 71,221,603円	82世帯 70,829,488円

平成24年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
32世帯 72,047,986円	34世帯 75,082,045円
1,276世帯 2,738,037,128円	1,332世帯 2,865,128,983円
1,308世帯 2,810,085,114円	1,366世帯 2,940,211,028円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成30年6月1日に国会で可決成立した改正生活保護法など
関連4法について、これ等の内、多くの条項が本年10月1日
に施行されるにあたり、習志野市でも遅滞なくかつ万全な体制
で施行、運用を図るよう最大限の努力を払うことを求める陳情

【陳情趣旨】

平成30年6月29日付習志野市議会議事第48号を踏まえ、本陳情を提出致します。
改正生活保護法の可決成立に際し参議院での採決をテレビで視聴しましたが、私の記憶では賛成が
200前後、反対が20前後であり要約すると約9:1の圧倒的賛成多数だったと思います。
これは一部の野党などを除き、与野党問わず多くの国会議員の賛同の証左だと思います。

具体的な改正点として、①特別支援：受給世帯の子供の大学進学を支援するための給付金制度の新
設、②ジェネリックの原則使用：新薬と同等の薬効でありながら後発品のため薬価が安く、保護費
の約半分を占めている医療扶助の低減に大きく寄与すること、③無料・低額宿泊所に防災体制や設
備の最低基準を作り、基準以下の場合は自治体が改善命令を出せるなど生活保護受給者やそれを支
える納税者双方にとってバランスの取れた非常に良い内容であり、これまでの私の生活保護制度改
善に関する悲願の一部とも合致しております。

【陳情項目】

表題及び陳情趣旨に記した通りです。

【但し書き】

本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより
転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字
一句漏れなく全文」をお願い致します。(公文書偽造を防ぐためリライト不可)

誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め私に対するご意見、お問い合わせや来訪・郵便・宅
配・電子メール・電話などは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。

*万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていた
だきます。

以上、ご理解のほどよろしくお願い致します。

平成30年8月29日

習志野市鷺沼台4-7-7

緒方直行

習志野市議会議長 田中 真太郎 様

